大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第 五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年八月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 サブリーナタウン 所在地 倉敷市笹沖一二七四ー一番地
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社サブリーナ 住所 倉敷市笹沖一二七四ー一番地 代表者の氏名 代表取締役 佐々木 正明
 - (2) 名称 藤徳物産株式会社住所 倉敷市西中新田五二五番地の六代表者の氏名 代表取締役 渡辺 益徳
 - 3 変更事項

(変更前)

- (1) 閉店時刻 午後八時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後八時十五分 (変更後)
- (1) 閉店時刻 午後九時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後九時十五分
- 4 変更年月日 平成十四年九月六日
- 二 届出年月日 平成十四年八月二十二日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成十四年八月二十七日から平成十四年十二月二十七日まで
 - 2 縦覧の場所岡山県商工労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課